

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新旧対照条文 目次

- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第11号）（第1条関係）…………… 1
- 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号）（第2条関係）…………… 2
  
- 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第11号）の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(25) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(25) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

- 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合のうち次の各号に掲げるものは有給の特別休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間</p> <p>(3)~(16) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合のうち次の各号に掲げるものは有給の特別休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等_____として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間</p> <p>(3)~(16) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>